

健康保険等 被保険者 資格 取得 証明書  
被扶養者 資格 喪失

被 保 険 者 （ 組 合 員 ）	氏 名	生 年 月 日	続 柄	保 険 者 番 号	記 号	番 号
		昭・平・令 年 月 日	本 人	..... ..... ..... ..... .....		
				退 職 年 月 日	資格取得年月日 資格喪失年月日(退職日の翌日)	
	住 所			年 月 日	取 得 年 月 日	喪 失 年 月 日
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続 柄	退 職 以 外 の 喪 失 事 由 等	被 扶 養 者 資 格 取 得 日	被 扶 養 者 資 格 喪 失 日
		昭・平・令 年 月 日			取 得 年 月 日	喪 失 年 月 日
		昭・平・令 年 月 日			取 得 年 月 日	喪 失 年 月 日
		昭・平・令 年 月 日			取 得 年 月 日	喪 失 年 月 日
		昭・平・令 年 月 日			取 得 年 月 日	喪 失 年 月 日
上記のとおり証明します。						
年 月 日 事業所所在地 事業所名称 代表者職氏名 電話番号						
印						

.....  
切り取り線

日本国内に住所のある人(3ヶ月を超えて在留期間が認められた外国人を含む)は、何らかの健康保険に加入するよう、法律で義務付けられています。勤務先などの健康保険の資格を喪失した際には、次の①～③のいずれかの方法で健康保険に加入することになります。

- ① 家族の勤務先の健康保険の被扶養者になる。  
※手続き方法や認定基準については、勤務先もしくは保険者(保険証の発行者)にお問い合わせください。
- ② 今まで加入していた健康保険の任意継続手続きをする。  
※手続き方法や保険料については、保険者(保険証の発行者)にお問い合わせください。
- ③ 住所地の市区町村の国民健康保険に加入する。  
・資格喪失日以降14日以内に、住所地の市区役所・町村役場で手続きを行います。

● 廿日市市の国民健康保険に加入する場合

市役所保険課または各支所の担当窓口で手続きをしてください。

○ 手続きに必要なもの

- ・認印(スタンプ印は不可です)
- ・資格喪失証明書(この用紙の上半分を切り離し、勤務先の証明を受けてください)
- ・各種医療費受給者証(乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭などの対象者がいる場合)
- ・預貯金通帳と届印(国民健康保険税の口座振替を希望する場合)  
口座振替ができる金融機関: 佐伯中央農業協同組合、広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、中国労働金庫
- ・年金手帳(20歳以上～60歳未満の人で、国民年金への加入手続きが済んでいない場合)
- ・手続きに来る人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)  
※手続きに来る人が、加入する本人または同世帯の家族以外の場合は、委任状が必要です。
- ・マイナンバーが確認できるもの  
※マイナンバーを記載する場合に必要です。ただし、記載がなくても申請は可能です。

加入手続きについて	廿日市市福祉保健部保険課	TEL: (0829) 30-9159
国民健康保険税について	廿日市市総務部課税課	TEL: (0829) 30-9114